

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定めて告示するひげ鯨等を定める件

平成 16 年 10 月 12 日
農林水産省告示第 1834 号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するひげ鯨等を次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条第一項ただし書の農林水産大臣が別に定めて告示するひげ鯨等は、次のとおりとする。

- 一 浅瀬等(浅瀬、護岸、砂浜その他のひげ鯨等が座礁し、又は漂着した場合に当該ひげ鯨等が自ら移動することが困難な場所をいう。以下同じ。)に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって既に死亡しているもの
- 二 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって人に危害を加えるおそれがあるもの
- 三 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって外傷等により回復の見込みがない状態に陥っているもの
- 四 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であってその座礁し、又は漂着した時から起算して四十八時間以上経過してもなお当該浅瀬等から移動していないもの

附 則 (令和二年十一月一六日農林水産省告示第二二二六号) 抄

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。